

令和 8 年度 旭市行政評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、旭市行政評価実施要綱（令和 8 年訓令第 7 号。以下「要綱」という。）に基づき、令和 8 年度に実施する行政評価（以下「評価」という。）について、その方法等を定める。

2. 実施の重点方針

令和 8 年度は、事務負担の軽減と評価の実効性向上を両立させるため、以下の 2 点を中心に実施する。

- （１）行政評価データを利用した事業評価の実施：総合戦略の進行管理上で作成する資料を利用し、個別の事務事業評価とする。
- （２）対話型外部評価の導入：特定の重点テーマを掲げ、旭市行政改革推進委員会委員と職員が直接議論するワークショップを実施し、民間視点の業務改善案を政策に取り入れる。

3. 評価対象および方法

（１）個別事務事業評価

総合戦略に紐づくの事務事業を対象とする。各課が総合戦略の評価用に作成する施策マネジメントシートに入力した個別事務事業のデータを流用し、これをもって行政評価における個別事務事業評価とする。

（２）外部評価

市長が選定する重点テーマの中から、旭市行政改革推進委員会が対象となる事務事業等を選定し実施する。重点テーマは総合戦略の枠組みに限定せず、市が行うあらゆる業務・作業を包括的に対象とする。

4. 外部評価（ワークショップ）の実施

要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり実施する。

- ・形式：委員と職員による対話型ワークショップ（机を突き合わせた議論形式）
- ・構成：委員 9 名を 2 チームに分けた分科会と、全体共有の場を組み合わせる。
- ・回答義務：外部委員から示された意見に対し、市としての対応方針及び回答を原則として公表する。

5. 評価結果の活用と公表

- ・評価結果は、次年度予算編成における査定資料および事業改廃の判断材料として活用する。
- ・個別事務事業評価のデータ、ワークショップの議論要旨、および市の対応方針をホームページ等で公表する。

6. スケジュール（予定）

- ・5月13日：新制度に関する説明会
- ・5月中旬～6月上旬：マネジメントシート等の提出依頼
- ・6月下旬：市長協議によるテーマの選定
- ・7月22日：行政改革推進委員会にて、外部評価対象事業の決定
- ・8月25日：外部評価（ワークショップ）の実施
- ・9月上旬：担当課、行革等にて外部評価を踏まえた対応方針決定
- ・9月下旬：市長協議による改善方針の最終決定
- ・10月：評価結果および対応方針の公表

（参考：昨年からの変更点）

●外部評価の対象

- ・変更内容：「総合戦略の施策に位置付く事業」から「選定テーマに該当する全ての事務事業等」へ変更。
- ・変更理由：総合戦略以外の事務事業等にも外部評価の対象を広げるため。

●外部評価の方法

- ・変更内容：委員会の場での質疑応答形式から、委員と職員による対話型ワークショップ形式に変更。
- ・変更理由：従来の形式では困難だった「事業の背景にある特殊な事情」や「見直しを阻む現場のボトルネック」についての丁寧な説明を可能にし、外部委員と職員が同じ目線で議論することで、より実現可能性の高い改善策を共創するため。

●評価ツールの変更

- ・変更内容：個別の「事務事業評価シート」を廃止し、施策マネジメントシートの個別事務事業評価に変更。
- ・変更理由：施策マネジメントシート等の視認性向上及び、事務事業評価シート作成事務を簡素化するため。